

TOPICS
3

トピックス…③

平成25年度第1回目の
農山漁村6次産業化計画が認定される

農林水産省は5月、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（6次産業化・地産地消法）」にもとづき、平成25年度第1回目の総合化事業計画（6次産業化計画）164件を認定した。

農林水産省は、平成23年3月に施行された「6次産業化・地産地消法」により、雇用と所得を確保し、若者や子どもも集落に定住できる社会を構築するため、農林漁業生産と加工・販売の一体化や、地域資源を活用した新たな農業の創出を促進するなど、農山漁村の6次産業化を推進している。

このたび6次産業化計画が認定されたのは164件（うち酪農関係4件）であるが、初年度（平成23年度）からの累計認定件数は1,478件（同53件）となった。6次産業化計画が認定されると、加工・販売施設の整備に対する補助、6次産業化プランナーやボラン

タリープランナー（先駆的な6次産業化実践者）のアドバイスなどの支援が受けられる。

6次産業化計画の地域別認定件数（累計）

地域	農畜産物関係	林産物関係	水産物関係	合計
北海道	80	3	3	86
東北	208	8	7	223
関東	220	10	15	245
北陸	69	1	2	72
東海	117	9	8	134
近畿	236	9	9	254
中国四国	126	10	28	164
九州	218	18	20	256
沖縄	41	0	3	44
全国	1,315	68	95	1,478

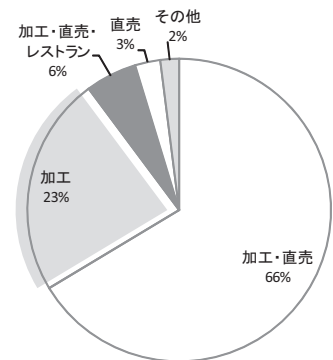
資料：農林水産省食料産業局産業連携課作成資料

平成25年度第1回酪農関係6次産業化「総合化事業計画」認定一覧

申請者	所在地	事業名	事業概要
株式会社 大樹農社	北海道 大樹町	自社産水牛の生乳を使用した乳製品の開発・加工・販売事業	自社生産の水牛の生乳を活用した新商品の開発・加工・販売を行うことにより、収益の確保と経営の改善を図る。
有限会社 松島農園	群馬県 前橋市	群馬県産チーズの加工販売とブランド化事業～ブラウンスイスの恵み～	自社飼育ブラウンスイスから取れた生乳を利用したチーズ等の製造加工・販売により収益の向上を図る。
株式会社 秋葉牧場	千葉県 八千代市	自社飼育の乳牛（ホルスタイン・ジャージー）から搾乳した生乳によるチーズ商品製造販売事業	自社で搾乳した生乳を使用したモzzarellaチーズ等の製造とホエーを濃縮したミルクジャムの製造・販売により経営の安定化を図る。
有限会社 九重牧場	大分県 九重町	自家生産する牛乳（ホルスタイン・ジャージー）およびブルーベリーを利用した新商品の開発・販売事業	自ら飼育する乳牛の生乳を利用したヨーグルトクリーム、自ら栽培したブルーベリーを利用したブルーベリーソースの開発・製造を行い、業務用販売を中心に直売等を行う。

資料：農林水産省食料産業局産業連携課作成資料

6次産業化計画の事業内容の割合（累計）



資料：農林水産省食料産業局産業連携課作成資料

6次産業化計画が認定を受けるには、次の（1）から（4）の要件をすべて満たす必要がある。

（1）事業主体は、農林漁業者（個人、法人）あるいは農林漁業者の組織する団体（農協、集落営農組織等）であること。ただし、事業主体の取組を支援する者を促進事業者（機械メーカー、食品メーカー小売業者、IT企業等）として計画に位置づけることができる。

（2）事業内容として、次のいずれかを行うこと。
①自らの生産等に係る農林水産物等をその不可欠な原材料として用いて行う新商品の開発、生産または需要の開拓（認定を受けようとする農林漁業者等がこれまでに行ったことのない新商品の開発生産）。②自らの

生産等に係る農林水産物等について行う新たな販売方式の導入または販売方式の改善（認定を受けようとする農林漁業者等がこれまでに用いたことのない新たな販売方式の導入）。③上記の①または②に掲げる取組を行うために必要な生産等の方式の改善。

（3）経営の改善として、次の2つの指標のすべてが満たされること。①農林水産物等および新商品の売上高が5年間で5%以上増加すること。②農林漁業および関連事業の所得が、事業開始時から終了時まで向上し、終了年度は黒字となること。

（4）計画期間は5年以内（3～5年が望ましい）であること。